

BATJ Union News !

◆ 休日出勤における手当支給の選択制実現

休日出勤に対しては従業員の休暇を目的に後日振休を取得する事が原則です。が、今回のようなDY当社什器設置サポートにおいては会社業務命令であり、また後日（5月リアライメント）も振休取得が困難である事等を理由に振休取得or振休が1ヶ月以内に取得不可能な場合は休日手当支給の本人選択制をとるべきと会社へ提言し、これが認められました。

組合としては休日手当を勝ち取る事が目的ではありませんが、会社業務命令での休日出勤に対しては上記対応を今後も求めています。しかし、本来は休日出勤すべきではなく組合員のワークライフバランスの適正化を第一に強く求めていく所存です。

以上